

登録番号

838

○大阪産業大学成果有体物取扱規程

| | |
|------|------------|
| 制 定 | 平成23年3月28日 |
| 最近改正 | 令和 3年3月10日 |

(目的)

第1条 この規程は、大阪産業大学（以下「本学」という。）における成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図るとともに研究・教育活動および産業上の利用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語は、次の定義のとおりとする。

(1) 「成果有体物」とは、研究の過程または結果として創作または取得され学術的かつ財産的価値を有する次のものをいう。

- イ 材料、試料（化合物、抽出物等）、試作品、モデル品、実験装置等
- ロ 研究の成果情報を記録した電子記録媒体および紙記録媒体等

(2) 「職員等」とは、次のものをいう。

- イ 本学の職員その他本学と雇用関係にある者
- ロ 本学の職員の指導の下に研究等を実施した本学の学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生および研究生であって、本規程の適用を受けることにあらかじめ合意している者

(3) 「創作者」とは、職員等であって、成果有体物を創作または取得した者をいう。

(帰属)

第3条 職員等が本学の資金、施設または設備等を使用して創作または取得した成果有体物に係る権利は、原則として本学に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、職員等が本学以外の機関（以下「第三者」という。）との共同研究において創作または取得した成果有体物に係る権利は、あらかじめ締結した契約等の定めに基づき、その帰属を決定する。ただし、当該第三者との間に定めがないときは、協議のうえその帰属を決定する。

(管理)

第4条 成果有体物については、その創作者が当該成果有体物を適切に管理しなければならない。ただし、創作者が第2条第1項第2号のロに該当する場合、当該創作者を指導する職員等が適切に管理しなければならない。

2 職員等は、その身分を失った以降は、職員等であった期間中に創作または取得した成果有体物を本学の許可なく持ち出してはならない。

(提供)

第5条 創作者は、学術研究または産業利用のために必要があると判断し、第三者に対して成果有体物の提供する場合、成果有体物提供届出書（別紙様式1）を学長へ提出しなければならない。

2 学長は、前項に基づく成果有体物の提供の可否を決定する。

3 第1項に基づき、成果有体物を第三者に提供する場合、原則として有償とし、提供の条件等について、当該第三者との間で契約を締結する。ただし、第三者が大学等教育機関および公的研究機関の場合、無償で提供することができる。

4 創作者は、学術研究のために必要があると判断した場合、本学の職員等に対して成果有体物の提供を行うことができる。

(受入れ)

第6条 職員等は、学術研究のために必要があると判断し、第三者から成果有体物の受入れを希望する場合、成果有体物受入届出書（別紙様式2）を学長へ提出しなければならない。

2 学長は、前項に基づく成果有体物の受入れの可否を決定する。

3 成果有体物を第三者から受け入れる場合、提供の条件等について、当該第三者との間で契約を締結し、職員等は当該契約を遵守しなければならない。

4 職員等は、第三者から受け入れた成果有体物について、すでに公表されたもの、または秘密を保持することを約した契約等の締結の下に公表することもしくは特定の者に開示することが認められたものを除き、公表または開示をしてはならない。

5 職員等は、第三者から受け入れた成果有体物を当該第三者の合意された者以外に提供してはならない。

（提供および受入れの制限）

第7条 第5条および第6条の規定にかかわらず、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合には、職員等は当該成果有体物を第三者に提供または第三者から受入れを希望してはならない。

（1）関係法令または本学規則等に違反するもの

（2）国等および本学の定める倫理指針に違反するもの

（3）第三者の研究者が創作または取得したものであって、当該第三者において提供が禁止されているもの

（4）個人の情報が特定され得るもの

（5）生命や環境に重大な影響を与える恐れのあるものであって、その安全対策等が確保されていないもの

（6）本学が提供または受入れを禁止したもの

（補償金）

第8条 本学は、成果有体物の提供により収入を得た場合には、その収入金額の30%を補償金として創作者に支払い、その収入金額の20%を研究または教育に使用する経費として当該創作者に還元する。ただし、当該成果有体物が知的財産権と関連して活用されたときは、大阪産業大学庶務発明取扱規程第11条第2項に規定する実績報奨金と重複して補償および還元をしない。

2 前項において創作者が第2条第1項第2号のロに該当する場合、その収入金額の30%を補償金として当該創作者に支払い、その収入金額の20%を研究または教育に使用する経費として当該創作者を指導した職員等に還元する。

3 創作者が複数名いるときは、当該補償金は創作または取得の寄与度に応じた割合で按分する。

（免責）

第9条 第5条第3項に定める契約は、成果有体物の本学から第三者への移転および当該第三者による当該成果有体物の使用、保存、処理または廃棄により生じる身体上または財産権上の損失または責任から本学を免責するものとしなければならない。

（成果有体物に関するデータ等の取扱い）

第10条 成果有体物に関するデータ等の取扱いは、第5条から前条までの規定を準用する。

（事務）

第11条 この規程に関する事務は、産業研究所事務室において行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和 2 年 5 月 14 日)

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 10 日)

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

成果有体物提供届出書

年 月 日

学 長 殿

所 属 : 所属学部 _____

届出者 : 職名・氏名 _____ (印)

大阪産業大学成果有体物取扱規程第 5 条の規定により、下記のとおり届出ます。

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 成果有体物の名称・数量 | 名称 : 数量 : |
| 2. 提供の対価 | <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償 (_____ 円) |
| 3. 使用目的・方法・場所 | 目的 : <input type="checkbox"/> 学術研究 <input type="checkbox"/> 産業利用 方法 : 場所 : |
| 4. 提供先 (第三者) | 機関名 |
| | 研究責任者 所属 : 職名・氏名 : |
| | 研究実施者 所属 : 職名・氏名 : |
| 5. 契約終了後の成果有体物の取扱い (処理) | <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 返却 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> その他 (_____) |
| 6. 確認事項 | <input type="checkbox"/> 大阪産業大学成果有体物取扱規程第 7 条の規定に該当しない |
| 7. その他 | |

(様式 2)

成果有体物受入届出書

年 月 日

学 長 殿

所 属 : 所属学部届出者 : 職名・氏名 (印)

大阪産業大学成果有体物取扱規程第 6 条の規定により、下記のとおり届出ます。

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 成果有体物の名称・数量 | 名称 : 数量 : |
| 2. 使用目的・方法・場所 | 目的 : 方法 : 場所 : |
| 3. 提供者 (第三者) | 機関 : 所属 : 職名・氏名 : |
| 4. 契約終了後の成果有体物の取扱い (処理) | <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 返却 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 5. 確認事項 | <input type="checkbox"/> 大阪産業大学成果有体物取扱規程第 7 条の規定に該当しない |
| 6. その他 | |